

私立高等学校等設置者 様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立高等学校等学び直し支援金の交付に係る事務処理日程等について（通知）

標記学び直し支援金の手務処理について、下記日程のとおり行いますので、お知らせします。
なお、本通知文については、大阪府ホームページにも掲載していますので、次のアドレスからご覧
いただき、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

【大阪府ホームページ（通知、お知らせ等）】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tuuti.html>

記

1 スケジュール概要（予定）

月 日	内 容
令和3年2月3日（水）	■受給資格認定申請書等の提出期限（2回目） ※資格消滅・支給停止・支給再開する生徒がいる場合は、認定申請と同時に手続きしてください。
令和3年2月17日（水）	□受給資格認定の通知
令和3年3月1日（月）	■受給資格認定申請書等の提出期限（3回目） ※資格消滅・支給停止・支給再開する生徒がいる場合は、認定申請と同時に手続きしてください。
令和3年3月5日（金）	□受給資格認定の通知
令和3年3月12日（金）	■交付申請書（要綱様式1）又は変更交付申請書（要綱様式2）の提出
令和3年3月17日（水）	□交付決定又は変更交付決定の通知
令和3年3月22日（月）	■支払請求書の提出（要綱様式4）
令和3年3月26日（金）	□学び直し支援金の交付（第2回）
令和3年3月29日（月）	■実績報告書の提出（要綱様式3）
令和3年4月上旬	□額の確定 □精算

（■学校→大阪府、□大阪府→学校）

2 受給資格認定等にかかる事務処理について

生徒から提出のあった以下の(1)～(4)の申請・届出については、学校が申請情報等を「学び直し支援金システム」(以下「システム」という。)に登録することで手続きを行います。登録後、学び直し支援金報告用シート(様式ア-1・2)(以下「報告用シート」という。)をシステムから出力し、各申請・届出の必要書類と併せて大阪府に提出してください。

なお、今回初めて受給資格認定申請等の手続きを行う場合は、システムをSAMBAに格納しますのでご連絡ください(既にご連絡いただいている学校については格納済みです。)

※重要※ 令和2年7月以降の所得判定にかかる課税証明書等について

令和2年7月以降の所得判定が必要な申請・届出については、原則、市町村から発行された課税証明書と補足資料(下記参照)の原本の提出を求めています(特別徴収税額決定通知書のコピーは不可とします)。

●「補足資料」について

市町村によっては、課税証明書に所得判定に必要な税額情報(課税所得額(課税標準額)と市町村民税の調整控除額)が記載されていない場合があります。生徒(保護者等)が市町村に課税証明書発行を依頼する際、「高等学校就支援金制度等の申請に係る課税証明書について(市町村窓口提出用)」及び補足様式「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)」を市町村の窓口に提出し、市町村から「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)」またはこれに代わる書面(以下、「補足資料」という。)を発行いただき、学校に提出するよう生徒(保護者等)に周知してください。なお、課税証明書に上記税額情報が掲載されている場合や市町村民税所得割が非課税の場合は、補足資料が発行されない場合もあります。

3 提出書類

(1) 受給資格認定(所得制限・加算判定のための所得確認を含む)

学び直し支援金の受給資格認定申請書等(受給資格認定申請書(認定要項様式第1号)に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。以下「認定申請書等」という。)の提出があった生徒について、**令和3年2月3日(水)までに**以下の書類を府に提出してください。

【提出書類】

①認定申請書等

受給資格認定申請書に課税証明書等を添付して提出してください。学校では、その写しを保管してください。

※所得判定基準の変更に伴い、令和2年4～6月の申請と令和2年7月以降の申請で様式が異なりますのでご留意ください(本年度については、マイナンバーによる所得判定は行いませんので、必ず課税証明書用の様式を使用してください)。

※受給開始月が、令和2年4月から6月までの間となる生徒については、令和元年度(平成31年度)の課税証明書等の添付が必要です。また、受給開始月が令和2年7月から10月までの間となる生徒については、令和2年度の課税証明書等の添付が必要です。

ただし、就学支援金から引き続き学び直し支援金を申請する場合で、就学支援金で当該課税年度分の所得判定を行っている(又は手続き中の)場合は、課税証明書等の提出を省略できます。

(例) 令和3年1月から学び直し支援金を申請する場合

⇒令和2年7月以降に就学支援金の所得判定を行っている場合は、令和2年度の課税証明書等の提出を省略可能。

②報告用シート

※学校(設置者)においては、生徒から提出された認定申請書等に基づき、受給資格の要件を確認のうえ、報告用シートを作成し、提出してください。

※受給資格認定番号は、システムに登録された通し番号に基づいて採番します。

(例) 大阪府私立高等学校等学び直し支援金の認定番号の採番ルール

20 - M27 - * * * * - 0001
ア イ ウ エ

ア…認定年度（2020年→20）

イ…都道府県番号（固定値）

ウ…学校番号（学校ごとに異なります）

エ…生徒別に採番した認定番号（システム登録時に1番から採番します）

【留意事項】

学び直し支援金の支給は、就学支援金と同様に、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まります。必ず学校受付日を記載してください。

(2) 収入状況の届出

収入状況届出書等（収入状況届出書（認定要項様式第1号）に課税証明書等を添付したものいう。以下「収入状況届出書等」という。）の提出があった生徒について、令和3年2月3日（水）までに以下の書類を提出してください。

保護者等に変更があった場合や、生徒本人が成人した場合について、遺漏なく提出してください。

【提出書類】

①収入状況届出書等

※収入状況届出書（本年度については、マイナンバーによる所得判定は行いませんので、必ず課税証明書用の様式を使用してください）に令和2年度の課税証明書等を添付して提出してください。学校では、その写しを保管してください。ただし、就学支援金から引き続き学び直し支援金を申請する場合で、就学支援金で令和2年7月以降の所得判定を行っている場合は、課税証明書等の提出を省略できます。

②報告用シート

※学校（設置者）においては、生徒から提出された収入状況届出書等に基づき、受給資格の要件を確認のうえ、学び直し支援金報告用シートを作成し、提出してください。

(3) 受給資格消滅

認定を受けている生徒（令和元年度及び令和2年度に既に認定を受けている者及び上記（1）により認定を受ける者を含む。）が、「退学」、「転学」、「卒業」などにより、受給資格が消滅した場合には、令和3年2月3日（水）までに下記の書類を府に提出してください。

なお、学び直し支援金の残支給単位が0となった者や、支給期間が満了した場合も消滅処理をしてください。（就学支援金と取扱いが異なります）

【提出書類】

①報告用シート

※生徒から提出してもらう書類はありません。

(4) 支給停止・支給再開

支給停止・支給再開の手続きを行う必要がある場合は、令和3年2月3日（水）までに下記の書類を府に提出してください。

【提出書類】

ア 支給停止

①（生徒から提出のあった）支給停止申出書（認定要項様式第2号）

②報告用シート

※生徒から支給停止の申出があった場合は、申出書原本を府に提出してください。

※支給停止は、休学期間に限り申し出ることができます。また、支給停止しないこともできます。

支給停止は、学校が申出書を受理した月の翌月（月の初日に受理した場合は、当該月分）から行うこととなります。

イ 支給再開

①（生徒から提出のあった）支給再開申出書（認定要項様式第3号）

②（生徒から提出のあった）収入状況届出書等

③報告用シート

※生徒が復学する際は、必ず、申出書並びに収入状況届出書等の原本を提出してください。

※支給再開は、学校が申出書を受理した月の翌月（月の初日に受理した場合は、当該月分）から行うこととなります。提出がなかった場合は、学び直し支援金の支給は一時差止めとなります。

※支給再開にあたっては、既に提出している場合に限り、課税証明書等の添付を省略することができます。

4 留意事項

本年度は2月と3月に受給資格認定等の申請受付を行います。可能な限り、2月の申請書提出期限までに提出をお願いします。

2月以降に発生した手続きがあれば3月の申請書提出期限までに提出をお願いします。

交付申請については、3月の受給資格認定等が完了してから依頼をさせていただきます。

<問合せ先>

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43

大阪府庁新別館南館10階

大阪府 教育庁 私学課

小中高振興グループ 授業料支援チーム

電 話：06-6944-6956（直通）

メール：shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp